

専決処分第9号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び八峰町長の専決処分の指定に関する条例（令和2年条例第26号）第2条第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年4月5日

八峰町長 堀 内 満 也

令和5年度八峰町一般会計補正予算（第1号）

令和5年度八峰町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ233千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,452,233千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
21 諸収入		千円 258,644	千円 233	千円 258,877
	5 雑入	49,149	233	49,382
歳入合計		6,452,000	233	6,452,233

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 1,153,247	千円 233	千円 1,153,480
	1 総務管理費	1,074,813	233	1,075,046
歳 出 合 計		6,452,000	233	6,452,233

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	補正前の額	補正額	計
21 諸収入	千円 258,644	千円 233	千円 258,877
歳入合計	6,452,000	233	6,452,233

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	1,153,247	233	1,153,480
歳 出 合 計	6,452,000	233	6,452,233

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
		233	
		233	

2 歳 入

21款 諸収入
5項 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
6 雑入	12,687	233	12,920
計	49,149	233	49,382

節		金額	説明	千円
区分				
2	受取保険金等	233	2町有建物・自動車共済金	233

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 263,806	千円 233	千円 264,039	千円	千円	千円 233	千円
計	1,074,813	233	1,075,046			233	

節		説	明
区 分	金 額		
21 補償、補填 及び賠償金	千円 233	3賠償金	千円 233